



秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(一〇三・港湾空港課)	1
秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(一〇四・港湾空港課)	1
告示	
結核予防法による医療機関の指定(九九九・能代保健所)	1
道路区域の変更及び供用開始(一〇〇〇、一〇〇一・道路課)	1
道路の供用開始(一〇〇二、一〇〇三・道路課)	2
公告	
県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)	3
県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	3
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一七・教育庁総務課)	4

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第百三三号

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田県空港管理条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十六号)の施行期日は、平成十八年一月一日とする。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第百四号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「午前六時四十五分」を「午前六時」に改める。

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

告示

秋田県告示第九百九十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
ライナス薬局	山本郡八森町字古屋敷十三番地	平成十七年十一月十五日

秋田県告示第千号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区	間
	新	旧		
三百四十一号		三百四十一号	由利本荘市岩城泉田字長田一九一番二地内	敷地の幅員(メートル) 八・四〇～九・六〇 延長(キロメートル) 〇・〇三六
			"	敷地の幅員(メートル) 九・〇〇～一三・八〇 延長(キロメートル) 〇・〇三六

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで

秋田県告示第千一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		区	間
	新	旧		
三百四十一号		三百四十一号	由利本荘市岩城滝俣字前田沢七九番二地内	敷地の幅員(メートル) 八・一〇～一〇・九〇 延長(キロメートル) 〇・〇三九
			"	敷地の幅員(メートル) 八・九〇～一六・一〇 延長(キロメートル) 〇・〇三九

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで

秋田県告示第千二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十一月二十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで

一般国道	道路の種類	路線名	区	間
三百四十一号			仙北市田沢湖田沢字大深沢外四四国有林地内	

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで

秋田県告示第千三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
国 道	百七号	横手市山内大沢字矢櫃六四番九地先から横手市大沢字羽根山六〇番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十一月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月八日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（蓬内台地区ほ場整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十七年十一月二十五日から同年十二月二十二日まで

三 縦覧場所 五城目町役場

平成十七年十一月十八日県営土地改良事業（和田妹川地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量 エアライフル標的交換機 二十六台

(二) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限 平成十八年二月二十八日（火）

(四) 納入場所 秋田県立総合射撃場

二 入札に参加する者に必要な資格 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

秋田県の休日を含め、平成十七年十一月二十五日（金）から同年十二月五日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十二月九日（金）午前十時 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

教育委員会告示

- (一) を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

秋田県教育委員会告示第十七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年十一月二十五日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年十一月二十八日 午後二時三十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
- (二) その他

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県印刷局
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubararansatsu.co.jp

